

(記載要領)

- 1 品目欄には製造たばこの区分、名称、製品の区分を記入してください。なお、仕入書上に複数の製造たばこの品目がある場合は、計算書はそれぞれ別葉に作成して下さい。
- 2 数量欄には仕入書上に表示された製造たばこの品目ごとの数量を記入して下さい。
- 3 仕入書価格欄には仕入書価格、建値（例えば、F O B、C & F）及び単価を記入して下さい。
- 4 仕入書上に複数の製造たばこの品目があり、運賃、保険料の支払いが、それぞれ一括してなされている場合の按分計算については、運賃は重量により、また、保険料は価格により計算して下さい。但し、運賃の按分計算に際して重量がわからないときは価格により按分して下さい。
- 5 合計欄、輸入価格については邦貨で記入して下さい。
- 6 換算レート欄は小売定価認可申請書（たばこ事業法施行規則第 30 条別紙様式第 29 号）及び小売定価変更認可申請書（たばこ事業法施行規則第 31 条別紙様式第 30 号）の備考 11 により記入して下さい。
- 7 輸入価格を計算する場合に葉巻たばこの重量については、グラム位未満 2 位までとし、それ未満は切り捨てて下さい。
- 8 備考欄には、例えば小売定価変更認可申請を行う場合、既に税関で確認を受けている輸入価格、その他参考となる事項を記入して下さい。
- 9 印の箇所は記入しないで下さい。
- 10 記入欄が足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。

(調査保税課)